

# HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

## 経営者への今月の視点

### 年明けに待っている「消費税増税」

……原則法案通り4月から8%へ……



今年も残すところ後1月となりました。個人の税金の計算は、ほとんどが、暦年単位で行われます。何か今年のうちにし忘れていない事はないでしょうか？ 今一度ご確認下さい。

株式の売買益に対する税率は、来年からはいよいよ現行の10%（国税7%住民税3%）から、20%（国税15%住民税5%）に戻ります。又、贈与は年単位で110万円の控除が使えますので、資金などの贈与をお考えの方はお忘れのないように、12月中に行って下さい。又、個人の保険の解約益などは一時所得となり、1年に50万円の控除がありますので、含み益のある保険などは、今年の内にも一部解約された方が得かも知れません。さらに、来年、大きな不動産投資などをお考えの方は、消費税の届出を今年の内にも提出しなければ、大きな損失に繋がる事もあります。気忙しい時期ではありますが、1年の締めくくりである12月は税金にとって、とても大事な月です。

#### ◇ 年が明け、4月からは、いよいよ消費税の増税です。

消費税の改正で留意すべきことを引き続き、担当者より随時ご説明して参ります。

##### (1) 中間申告不要事業者の中間申告制度の創設

前期の確定消費税が60万円以下の事業者は、中間申告が不要とされています。しかし税率改定による税負担の増加で、届出により中間申告による納税をする事が出来ます。

##### (2) 建設業等の工事契約に関する経過措置について

建設等請負工事契約や不動産賃貸契約については、税率の改定日（平成26年4月1日又は平成27年10月1日）前に契約が締結されていても、完成引渡や貸付が税率の改正後に行われる場合は原則として新税率（8%又は10%）が適用されます。ただし、契約締結が一定の期間内などに行われた場合には旧税率（5%又は8%）を適用することが出来ます。

契約日	引渡・貸付等	税率	備考
平成25年9月30日まで	平成26年4月1日以降	5%	経過措置
平成25年10月1日から 平成27年3月31日まで	平成26年3月31日まで 平成26年4月1日以降	5%	経過措置
		8%	
平成27年3月31日まで	平成27年10月1日以降	8%	
平成27年4月1日から 平成27年9月30日まで	平成27年9月30日まで 平成27年10月1日以降	8%	経過措置
		10%	

\*不動産の賃貸借契約やリース契約などについては、税率の改正日をまたいで継続して貸付等を行っている場合、次の①及び②または①及び③の要件を満たす契約が経過措置の対象となります。

- ① 貸付期間及び契約期間中の使用料の額が定められている。
- ② 使用料の変更を求める事が出来る定めがある。
- ③ 解約を申し入れをする事が出来る定めがないこと。その他対価に定めが一定の要件に該当していること。



※前回までは、法的手続きを用いた回収方法である「訴訟」について解説を行いました。今回からは、強制執行について解説します。

#### 4 法的回収方法と強制執行

##### (1) 強制執行と財産の特定

訴訟を提起し勝訴判決をもらった場合、裁判上の和解調書を入手している場合、強制執行受諾文言の入った公正証書をもっている場合、法律上の強制執行手続きを行うことができます。

ただ、法律上の強制執行手続きができるとはいえ注意すべき事項があります。それは、強制執行手続きをしたいのであれば、その対象となる財産を債権者（回収する側）が特定しなければならないということです。

どういうことかといいますと、裁判所に対し、「勝訴判決を入手したので強制執行してちょうだい！」と言っても、裁判所が債務者（支払い義務を負っている者）の財産を勝手に探して回収してくれるわけではないということです。つまり、債権者が裁判所に対し、「債務者は〇〇を財産として持っているので、これに対して強制執行を行ってください！」と財産を特定して強制執行の申し立てを行わない限り、裁判所は動いてくれないのです。

そして、この財産については大きな分類として「不動産」「動産」「債権」の3つに分類することができます。

##### (2) 不動産執行

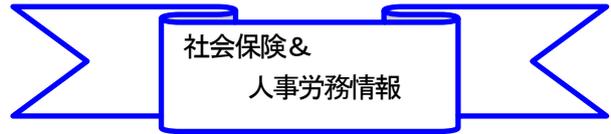
不動産執行とは、読んで字のごとく、不動産に対して強制執行手続きを行うことです。日刊新聞を取っている方であれば、毎週決まった曜日に「〇〇地方裁判所 競売情報」という新聞広告が掲載されているのを見たことがあるかもしれませんが、まさしくこのことです。

もし債務者が不動産を有しているのであれば、債務者が保有している不動産を競売し、競売金を配当してもらうことで債権回収を図ることができ、この一連の手続きを不動産競売と言います。

ただ、私自身の経験上のこととなりますが、債権回収の手段として不動産競売手続きを使うことは実務上はあまりないと思います。というのも、債務者である取引先の資金繰りが苦しくなった場合、まず債務者がとる対応は銀行融資のはずです。そして、銀行は融資の際に担保として不動産に抵当権をつけます。つまり、銀行が先に不動産に対する抵当権を持っているため、不動産競売をかけたとしても銀行の抵当権が優先してしまい、手続きを進めようがないという事態が生じてしまうのです。

また、不動産競売を行うに際しては、執行官による現地調査や鑑定士による最低入札価格の算定など時間も費用もかかります。特に費用面では、最低でも50万円は裁判所に納める必要がありますので、なかなかハードルが高いことも事実です。

したがって、不動産競売を行うのであれば、まずは債務者が有する不動産の登記簿を入手し（不動産登記簿は近くの法務局に行けばだれでも入手可能です）、「甲区」欄に税金滞納による差し押さえがついていないか、「乙区」欄に金融機関等の抵当権がついていないかのチェックが必須です。そして、何もついていないのであれば、裁判所にいくらかの費用がかかるのか確認をしてから手続きを進めるのがベターです（裁判所に納める費用は、各裁判所によって微妙に異なっています）。



社会保険労務士 嶋田 亜紀

## 人事労務情報 ～労務トラブルQ&A～

Q：派遣労働者の労働時間、休日、休暇については派遣先・派遣元事業主どちらが責任を負うのでしょうか？

A：労働時間等の枠組みは派遣元が行い、日常の勤務管理は派遣先が行うことになります。

労基法については、原則として派遣元事業主が雇用主として責任を負いますが、一部派遣先事業主が責任を負うものがあります。

派遣労働者の所定労働時間、所定休日、時間外、休日労働の有無など労働時間の枠組みの設定に関する事項は、派遣労働者の労働条件の一部として派遣元と派遣労働者との間の労働契約において定められます。派遣先は、その枠組みの範囲内で定められる労働者派遣契約に従って、派遣労働者を就労させることになります。

労働基準法関係 主な事項	派遣先	派遣元
労働契約		○
賃金（時間外・休日・深夜の割増賃金も含む）		○
変形労働時間制の定め、協定の締結・届出		○
36 協定の締結・届出		○
労働時間、休憩、休日	○	
年次有給休暇		○
災害補償		○
就業規則		○
労働者名簿		○
賃金台帳		○

以上のように、派遣労働者の日常の勤務時間などの管理は派遣先が行いますが、労働時間などの枠組みの設定は派遣元が行うため、派遣先が派遣労働者に時間外労働や休日労働をさせるためには、派遣元が36協定の締結・届出などを行っていかねばなりません。